

第百十一号議案

東京都立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第三 一の項中「一万二千五百六十八円」を「一万四千二百九十円」に改め、同表二の項中「七百六十六万五千九百円」を「九百三十九万四千八百円」に改める。

別表第四中「千四百四十九円」を「千四百四円」に、「千二十六円」を「千二百五十四円」に、「四百十円」を「五百一円」に、「五百十三円」を「六百二十七円」に、「八千二百八円」を「一万三十二円」に、「一万九千二百円」を「二万三千五百円」に、「六十八円」を「八十三円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料及び占有料の上限額を改定する必要がある。